破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５６１号
神奈川県南足柄市雨坪416番地３
債務者　石塚　久良
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６１４号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上161番地の１
債務者　室伏　良信
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１８５号
新潟県長岡市希望が丘南６丁目４番地19、前住所新潟県長岡市喜多町1357番地65
債務者　飯塚　輝夫
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
新潟県長岡市弓町２丁目３番26号
債務者　大野　啓吉
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
新潟県長岡市弓町２丁目３番26号
債務者　大野久美子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
新潟県十日町市中条己1696番地、前住所群馬県太田市東本町５番30号
債務者　齋藤喜代子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
新潟県長岡市中興野43番地７
債務者　鎌田　康昭
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
岡山県笠岡市西大島3196―２、住民票上の住所岡山県浅口郡里庄町大字浜中93番地８
債務者　安福　　明
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
岡山県総社市門田361番地１　ニューシティ中須加Ａ―102
債務者　本田　正美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３１０号
岡山県井原市下出部町99番地３
債務者　前川　忠信（旧姓宮嶋）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
岡山県倉敷市帯高831番地19
債務者　羽賀　眞一
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２３３４号
札幌市中央区南１条西13丁目４番地60　ニューシティレジデンス大通公園402号
債務者　伊藤　　寛
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３６０号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目２番15―404号
債務者　奥山　貴裕
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９７号
札幌市西区西野10条８丁目２番５号　ハイツグレース201号
債務者　岩本　博仁
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４１２号
札幌市中央区北３条西30丁目３番６―101号
債務者　平林　弘行
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４８号
札幌市南区川沿２条３丁目２番３号　シャトレー川沿203号
債務者　白土　佳奈
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６４号
札幌市中央区南７条西９丁目1026番地　玉緒マンション
債務者　大谷　公男
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　札幌地方裁判所民事第４部